



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

税務・会計用語の英語 trivia 2 (トリビア：豆知識)

このタイトルで前回寄稿したのが Vol. 41 でしたから 2 年も経ってしまいました。

今回は契約書で見かけた「revise」と「amend」の違いについてお伝えします。どちらも「修正する」「改正する」などと訳されますし、混同して使われることが多いです。部分修正か全部刷新の違いと理解していらっしゃる方が多いようです。

ところが本質的に意味が異なるのは修正前の文書に対する考え方です。

「amend」には元の文書に誤りがあることを示唆しますが「revise」にそのニュアンスはなく、元の文書も有効です。ですから契約の改訂は「revise the contract」で、修正申告は「amended tax return」が本来の使い方となります。その昔、某地方官庁のホームページで税制改正を「amendment of taxation system」と記載してました（笑）。自虐的な意味になりますね。

財務省のホームページでは、税制改正を「tax reform」と訳しています。税制のように社会制度を改正するときを使うときは、「reform」が使われます。

契約書の英訳も「agreement」と「contract」が混在しています。英米法では「contract」が正式に契約書を意味し、「agreement」だと契約に必要な約因「consideration」の記載が足りないニュアンスがあるようです。約因とは契約当事者が相手に提供する何らかの対価を意味するというのは Vol. 39 で紹介したとおりです。

バックナンバーは弊所のホームページからご覧いただけます。

現在、弊所の若手メンバーが中心になって、ホームページ刷新を企画中です。乞うご期待！

軽減税率導入への長い道のり

消費税の 10%への増税は 2015 年 10 月からの予定となっていますが、最近の内閣のゴタゴタ続きや景気の動向から、先送りにすべきなのでは、という声も多く挙がり先行きは不透明です。しかし「社会保障と税の一体改革」政策のもと、必要な財源を確保するという課題をいつまでも先送りはできそうになく、いずれ増税となる覚悟はやはり持たなければならない状況です。

政府は 10%の導入に際し、国民から広く意見を求めながら軽減税率の検討を詳細に行っています。しかし、これがなかなか一筋縄でいくものではありません。これが実行された日には、当局側も、我々消費者も、混乱の渦の中につき落とされる気がしてなりません...

軽減税率の対象として、おそらく皆さんが真っ先に望むのは飲食料品などの生活必需品だと思えます。実際、飲食料品を軽減税率の対象もしくは非課税としている国は多く存在します。しかし食品の線引に悩むものも多々あります。「加工によって飲食料となるが、そのまま食用に適さないもの」牛、豚、鳥など動物そのものは飲食料品か。例えば、子牛→成牛→枝肉→精肉という段階を経る牛は、どの段階から飲食料品とするのか？観賞用と食用のハープは？サプリメントは食品なのか？合成着色料などの食品添加物は？ディナーショーやドリンク付コンサートなど、他のサービスの付加価値分が大きいものをどう扱うのか？

また、外食を軽減税率の対象からはずす案もありますが、そうなるとすき屋の牛丼は標準税率、すき焼き用のブランド牛は軽減税率となり、バランス上それでいいのか？などなど、本当に細かい点を考察しているので、興味のある方は与党税制協議会の報告書をのぞいてみるのも一興です。いろいろ考えだすとキリがなく、気が遠くなりますね。もう面倒なので、一律 10%でいいよ！と思ってしまう私は負けでしょうか。一般的に日本人より外国人のほうが大雑把で細かいことが苦手なイメージがありますが、日本より先に複雑な軽減税率を採用している諸外国の人たちって実はスゴイ！